

【継】白井市第2次産業振興ビジョン（仮称）改定支援業務委託仕様書

1、委託業務名

【継】白井市第2次産業振興ビジョン（仮称）改定支援業務委託

2、業務の目的

市では、平成25年度に、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、地域経済の活性化を図っていくことを目的とした白井市産業振興条例が制定され、様々な取り組みを行っている。

また平成28年度から「ときめきとみどりあふれる快活都市」を10年後の将来像とした白井市第5次総合計画をスタートしており、計画的に推進していくこととしている。

白井市産業振興ビジョン（以下「現行ビジョン」という。）は、総合計画で掲げられた将来像を産業面から達成するために必要な政策の方向性を示すものであり、市の産業分野全般の指針として、令和4年度から計画期間が開始しているが、白井市第5次総合計画の期間と合わせ令和7年度をもって終了することから、令和8年度から令和17年度を計画期間とする白井市第2次産業振興ビジョン（仮称）（以下「次期ビジョン」という。）の策定を行う。

次期ビジョンを策定するにあたっては、現行ビジョンの現状分析・評価及び課題等を整理し、産業関係者・事業者等や市民の意見を的確に把握するためのアンケート調査に加え、国や都道府県の政策、社会等の動向及び展望を調査・分析した上で、白井市産業振興条例や、最上位計画であり計画期間を同じくする白井市総合計画はもちろん、白井市都市マスタープランをはじめとする他の個別基幹計画と整合性を図り、市の産業・雇用分野の基幹計画として位置づける。

3、業務委託期間

業務委託契約を締結した日の翌日から令和8年3月31日まで

4、業務委託内容

(1) ビジョン改訂のための調査・検討（令和6・7年度）

①基礎調査（令和6年度）

市の現時点における地域特性や産業構造等から産業振興のための課題を整理し、現行ビジョンに関わる経済施策・事業等の進捗状況を客観的に評価したうえで、市民・事業者の実態と意識並びに、現行ビジョンの評価・分析等を行い、市の産業に関する現状を社会経済情勢とともに把握し、考慮すべき将来変化の整理を行った上で、現状の課題及び次期ビジョンの方向性を明確にする。

●市の地域特性と産業構造、社会経済情勢から産業振興のための課題整理

●現行ビジョンの評価・分析等を踏まえ、次期ビジョンを比較検討

●各種産業団体等の調査及び意見の取りまとめ

●アンケート調査結果を踏まえた市の産業の課題整理と意向分析

…アンケート調査（回収率向上の方策を示すこと）

・対象 市民 地域別年代別（800人）

市内商工 事業者 800 事業者

農業関係者 100人

市外事業者 課題整理と意向分析ができる程度

・調査票案の作成、印刷、発送業務

・郵送配布、郵送回収（回収督促なし、宛名は市が提供）

・調査票の集計と分析

●考慮すべき将来変化の整理・分析

②全体ビジョンの策定支援（令和6・7年度）

市が前号に掲げる基礎調査や改定の方向性、現行ビジョンの内容、次期総合計画等を踏まえて策定する次期ビジョンの中心となる全体ビジョンに対し技術的な支援（助言）を行う。

③分野別ビジョン及び分野別基本方針の策定支援（令和7年度）

全体ビジョンを達成するための各分野別ビジョン及び分野別基本方針の策定に対し技術的な支援（助言）を行う。

(2) 次期ビジョン素案の策定支援（令和7年度）

前述までの各項目を整理した次期ビジョン素案の策定に対し技術的支援（助言）を行い、各種会議等を経て最終的な次期ビジョンのとりまとめを行う。

①白井市第2次産業振興ビジョン（仮称）の策定支援

前項のビジョン改定のための調査・検討を踏まえ、国や都道府県の政策、社会等の動向及び展望を調査・分析した上で、白井市産業振興条例や、最上位計画であり計画期間を同じくする白井市総合計画はもちろん、白井市都市マスタープランをはじめとする他の個別基幹計画と整合性を図り、次期ビジョンの案を段階的に策定するための技術的支援（助言）をする。

②次期ビジョン【概要版】の策定支援

次期ビジョン案がまとまった段階で、次期ビジョンの概要版を策定するための技術的支援（助言）をする。

(3) 各種会議等の支援（令和6・7年度）

次期ビジョン改定のための調査・検討、ビジョンの改定等にあたっては、白井市産業振興条例で置かれた産業振興ネットワークに諮問し、答申の内容を反映させる。

①産業振興ネットワーク会議

ビジョン内容の評価・検討、並びに、情報の共有化や計画の推進のため、産業振興ネッ

トワークの会議を開催する。受注者は会議にオブザーバーとして出席、必要となる資料作成、必要な助言、議事録等を作成し意見等を整理等会議運営支援を行う。(計7回程度)

②各種産業団体等のヒアリング

各種産業団体等から広く意見を聴取し、次期ビジョンに反映させるため、ヒアリングを実施する。受注者はヒアリングに必要となる資料作成及びヒアリングに参加し、意見等を整理する。

(4) 上記のほか、次期ビジョン策定において必要となる情報の収集、提供及び支援を行う。(令和6・7年度)

(5) スケジュールは別添のとおりとする。

5、成果物(令和7年度)

本業務の成果として、次の各号に掲げる成果物を作成し、白井市市民環境経済部産業振興課まで提出する。

(1) 本編

A4版80頁程度 表紙 両面 カラー刷り 本文 1色刷り(一部カラー刷り)

数量250部

同内容を収録した電子媒体(CD-ROM等)その他計画書に係るもの

(2) 概要版

数量1部、同内容を収録した電子媒体(CD-ROM等)その他概要版に係るもの

(3) アンケート結果報告書

同内容を収録した電子媒体(CD-ROM等)その他アンケート結果報告書等に係るもの

6、特記事項

(1) 受注者の責務

①受注者は、受注する業務が行政サービスであることを認識し、法令等を遵守し、業務の意図及び目的を十分に理解のうえ、適切な人員配置を行い、最高の技術を提供するとともに、正確かつ丁寧に実施しなければならない。

②受注者は、受注業務の遂行上知り得た秘密その他の情報を業務以外の目的に使用してはならない。受注業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も同様とする。

③受注者は、業務上発生した事故について、被害・加害を問わず責任を持って対応し、受注者において全て解決すること。(損害賠償責任の負担を含む)

④受注者は、常に発注者からの連絡を受けることができる体制を整えることとし、発注者から打ち合わせの要請があった場合には、発注者の指定する場所に出向くこと。なお、打ち合わせには、原則、本業務の主担当者または統括責任者が出席すること。

⑤受注者は、契約期間中常に国の動向に注視し発注者への情報提供を行うとともに、その

結果本業務の内容に変更が必要となる場合には、発注者と協議のうえ、方向性を決定すること。

- ⑥受注者は、本業務を完了した時は、速やかに発注者に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- ⑦受注者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。
- ⑧受注者は、過半を超えて業務を他の事業者にも再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託しようとするときは、事前に発注者の承認を得なければならない。
- ⑨受注者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、本仕様書に定める受注者の義務と同様の義務を負わせるとともに、発注者に対して、再委託先のすべての行為及びその結果に対して責任を負うものとする。
- ⑩契約書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。また、明記されていない事項にあっても、当然認められる事項については、発注者の指示に基づき処理すること。
- ⑪本業務における経緯、資料等はすべて明確にしておかなくてはならない。また、業務の進捗状況について、発注者に適宜報告を行うこと。
- ⑫発注者の経済分野における部門計画等との整合性や国や県の経済成長戦略の方向性等、直近の経済社会動向、その他調査結果等を考慮すること。

(2) その他

- ①委託業務の成果品に係る一切の権利は、発注者に帰属するものとする。